

## フランスにおける責任保険成立過程

## および被害者の直接請求権 (四・完)

岩 崎 稜

七

(一) フランス最初の保険契約法一九三〇年七月一三日法は第二章第四節責任保険の第五三条に被害者の地位に関する規定を設けた。しかし一八八九年来の立法系譜を尊重したこともあるにせよ、同法草案完成当時(一九二五年)判例が直接訴権を未だ認めておらずまた学説の対立も激しかった故に、同条は抽象的かつ不明瞭な規定に留まっている。即ち、「保険契約者の責任を生ぜしめた加害事実の金銭上の結果につき、保険金額を限度として、被害第三者 (tiers lésé) が履行を受けていない限り、保険者は自己の支払うべき金額の全部又は一部を被害第三者以外の方に支払うことをえない」。

また本法八六条により廃止された一八八九年法第二・三両条は本法第三七条にそのまま再生されている。<sup>(2)</sup>

第五三条は一八八九年来の立法系譜を民事責任一般に拡大した以外に、被害者の直接訴権を積極的に明言せず立法技術的に格別の進歩はないが、同条が被害者の直接訴権を責任保険一般に確立したことは異論ない所であり、<sup>(3)</sup> 同条は判例法の確認にすぎないと解されている。

しかし同条規定の抽象性のため、被害者の直接請求権の基礎・性質・内容については全く理論に委ねられている。

フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権 (四)

(一九七七) 三一

だから、一応この点の判例理論が打立てられた今日この問題をめぐる対立はやわらく傾向にあるとはいえ、この問題の重要性は変わらず、今もなお多くの破棄裁判を生んでいる。

なお、一九四六年一〇月三〇日法による社会保障制度実施以来、労災責任保険(農林労働を除き)は私保険の対象外となったが、労災被害労働者が有責第三者の保険者に対して一九三〇年法第五三条を利用できるのは当然である。

(1) cf. Picard et Besson, *op. cit.*, III, 1943, p. 539.

(2) 但し判例・多数説によれば、一九三〇年法の適用範囲外(例えば河川・海上・航空保険)では一八八九年法はなお有効である。cf. Mazeaud, n° 2698—5, p. 902; Picard et Besson, t. I, n° 103a et t. III, n° 234。

(3) 火災保険に関する第三七条四項が五三条の規定を繰返すのは無駄だと批判される。cf. Mazeaud, n° 2698—6, p. 902.

一九一三年法(民法第二二〇二条八号)がなお有効であることは判例・通説でも(Bligny, p. 241のみ反対)。

(4) 一九二五年当時の起草理由書でも保険者による直接支払を容認しまた該保険金が保険契約者の他の債権者の取戻(revendication)を免かれることを認めていた。

第五三条自体の文言解釈から被害者の直接訴権を導出する論理としては、一八八九年法の際と同じく補償額が用いられてはならない。cf. Spilrein, p. 195; Jossierand, note au D. P. 1927, I, 57.

(5) Picard et Besson, t. III, p. 542.

(6) 故に「労災被害者は普通法に従い有責第三者に対し、社会保障金庫が負担する補償金額を超える損害部分につき、賠償請求権を有する」(一九四六年労災保険法第六八条)。またその場合、社会保障金庫も被害者に支払った補償金の限度で代位的に一九三〇年法第五三条の直接訴権を有するが、その際生じうべき右被害者との競合問題につき、同一一九四六年法第六九条第三項は被害労働者が社会保障金庫に優先して支払を受ける旨定める。たとえば、一七万フランの責任保険契約を結んでいた第三者が二〇万フランの賠償責任を負った場合、社会保障金庫から所定補償額五万フランを受取った被害労働者はその第三

者の保険会社に残額一五万フランを請求でき、社会保障金庫は残額二万フランしか請求できない。

(二) 前述のように一九三〇年法第五三条は抽象的に未賠償加害保険契約者への責任保険金支払禁止を規定するのみであるから、一九三〇年以前と同じく学説は被害者の直接訴権の実質的基礎づけに努めねばならなかった。故に前号所収の学説史の続きとして一九三〇年法ないし同草案を前提した現代的な学説を次に紹介する。

## 八

(一) 責任保険法論に最古典的な「第三者のためにする契約」説は当事者にかかる意思を認められない故に常に排斥された。またこの排斥は責任保険の発生期には責任保険の個性を認識するために一応必要かつ正しくはあった。しかし責任保険が確立されその社会的機能に關心が集まる段階となれば、私法理論一般の社会化に伴う法律行為解釈の客観化の大勢に乗って、責任保険契約の客観的内容が必然的に被害者の為にする約定を常有するという立場が、かつてとは異ったより高い次元で出現してきた。

現代的「第三者の為にする契約」説の代表者ヴェーンズ<sup>(1)</sup>は被保険利益の客観性に規定される責任保険契約内容が必然的に被害者への直接請求権付与を含むことを力説する。責任保険契約構造に密着した彼の理論構成は野田教授が既に詳しく紹介された所であり、<sup>(2)</sup>左に掲げるものはその補充にすぎない。「被害者の直接権を認めない立場は」被害者の蒙った損害と保険契約者の受けた損害との間の因果関係を無視する。後者は前者の結果である。だから私の損害賠償債務は被害第三者の蒙った経済的損害が完全に賠償されない限り存続する。私の債務従って私自身の損害を消滅させるものは被害者の損害の填補だ。それ故、私が契約している保険は、私の保険者の支払う保険金が被害者以外の者に支払われる限り、完全な保障という保険目的を達成しないことになる。ただし私の損害賠償債務の

一部が常に残るので、私の損害は完全に賠償されないからだ。法的見地からみても、私は決して保険金を利得できない。けだし保険金は被害第三者の支払に充当されることを契約の目的とするからだ(Weens, pp. 243 et 244)。

「かくて保険契約者が何ら利益をもたず被保険利益の客観性による、真の利益主体を有する保険にでくわす」。「保険契約者は、賠償債務負担により自分に生じた法律上の損害から、保険者に賠償債務を弁済させる利益をひきだす(L'assuré puise dans le dommage juridique que lui occasionne sa dette de responsabilité un intérêt à l'acquiescement de cette dette par son assureur.)」この法律上の損害は「保険金請求権を取得させる利益を与えるものでないこと明白だが」被害者を受益者とすする第三者の為にする契約の基礎としては十分である(Weens, p. 249)。

「私の理論は第三者の為にする契約の必然性を実証する。保険を規制する原則により、責任保険は常に第三者に固有権および直接訴権を付与する」(stipulation pour autrui)でしかありえない(Weens, p. 251)」と結論される。

ウェーンズの所論は明快な説得力を以て責任保険契約の構造を分析する。また、フランス当時の責任保険約款が殆ど定型的に被害者への直接支払条項を設けていた慣行も彼の説の根拠となる。しかし、責任保険金が被害者に直接付与されることは当事者の意思にかかわらず客観的に妥当であることを説明するが、それだけでは責任保険契約が第三者の為になす契約である必然性はでてこない。その点はドイツにおける免脱請求権論の発展が実証している。ウェーンズが責任保険契約者の「un intérêt à l'acquiescement de cette dette par son assureur」をせ、かく導出しながら、この利益やその因を成す「法律上の損害」を何ら法的に考慮しなかった点は惜しまれる。

要するに、ウェーンズは責任保険契約の法構造を鮮やかに分析して被害者の直接請求権の経済的(或いは法的)根拠を導出しながら、その導出した結論から露呈された責任保険契約者の経済的地位を法的に構成しなごす試みを欠いたために、彼の意図とは逆に彼の結論は責任保険契約の法構造から浮上った経済論となってしまった。

奇妙にも、フランスで最も内在的な責任保険ないし被害者の直接請求権論を展開したヴェーンズの説はどの書にも掲げられながら、彼の理論そのものに入りこんだ批判・損取の跡は全くみられず、彼の説は孤立したままである。フランス一般の彼に対する批判は、当事者の意思によらない被害者の権利の存在を当事者の意思の効果として認識しようとする矛盾、に向けられている。この点はより一般的に後述する。

ヴェーンズと並んでむしろ彼以上に、この説の代表者として挙げられるのはジョスランであるが、<sup>(6)</sup> 実の所彼の「第三者の為にする契約」論は格別の新味もない平凡なものであり、彼の狙いはこの説を前提として展開される直接請求権の性質論にある故ここで取上げる迄もない。下級審判決にはジョスラン的な stipulation pour autrui 説を執るものがかかなり多い。<sup>(7)</sup>

要するに、「この説は被害者について効力を生じる保険契約の特性を鮮かに浮彫する。……また被害者の権利が常に契約より生じる債権を目的とするという一般的特色を提示する。しかしこの表現は被害者の権利の淵源もまた保険契約に存すると思わず不便がある。」「ところがそんな場合はない。けだし、保険がかかる約定を含む場合即ち「他人の為の保険」の場合を今ここで論じているのではないからだ。もっとも場合によっては「他人の為の保険」と単なる責任保険を区別するのが困難なこともある。しかしこの二者を混同してはならない。被害者の権利が当事者の意思に左右されないことは確かであり、また保険約款もそれを剝奪できないこと確かだ。それ故、表現自体の矛盾を恐れなければ、「第三者の為にする法定・強行契約」が存するというべきである。かく強行的に被害者へ付与された債権はその充当条項を有する保険契約から生じる債権であるか否か。これが唯一つの紛争点である」(Hebraud, p. 447 (24))。Biney もほぼ同じ批判を詳述した。<sup>(8)</sup>

(1) 被保険利益の客観性を強調する Weens は保険契約の人的色彩を抹殺し、保険事故発生時の被保険利益主体に保険金が支払フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権(四) (四〇一) 三五

払われねばならぬと説く (Weens, n. 138 et s., pp. 211 ff., notam. n. 141, p. 217)。所で彼の被保険利益論はまさしくわが国でいう主観主義 (参照、大森・保険契約の法的構造所収「保険契約における被保険利益の概念」) に当る。即ち、保険契約は人保険におけると同じく損害保険においても一定金額給付契約であり、ただ損保では損害額以上の保険金支払は保険契約者が自ら保険事故を発生させる危険があるから公序良俗の見地からこれを制限するための徴表が被保険利益の概念である (Weens, n. 359 et s., pp. 415 et s. は同書で展開した各箇的検討の結論としてこの概念を一般的に提起する)。彼らという被保険利益の客観性体制とは右の観念を前提とすることに留意しなければならない。

(2) 野田・前掲四五七頁以下。

(3) 「保険契約者は十分な経済的利益を欠くから保険金請求権 (droit a l'indemnite) をもたない。賠償債務の債務者に擬されても、保険契約者は *dommage juridique* を受けるのみで、これは債務弁済によつてのみ *dommage économique* に交渉する。やうとそのときになって (責任) 保険契約者は利得の可能性なしに保険金を受領できる経済的利益を取得する。だが彼がまず事故被害者に賠償した後に保険者へ向き直り (*se retourner*) ねばならないのなら、彼が契約で求めた完全な保障を見出さないだろう。彼は、自己の債務免除に必要な金額を得るためには、借入れるとか財産の一部を多分不利な条件で換価するとかの必要に迫られる結果、金銭損失を受けよう。保険契約者が完全に保障されるためには、彼が被害第三者へまず弁済することを義務づけられてはならない。だから保険者が最初に弁済しなければならぬにせよ、保険者は経済上の損失を蒙つたまた従つて保険金請求権を得た唯一の利害関係たる被害第三者の手中にしか弁済できない。」(Weens, pp. 248 et 249)。序でながら、Weens が被保険利益の客観性また従つて被害者の直接請求権と物上代位を機能的な対立物とみてゐる点はおかしう (cf. Weens, n. 155, p. 247)。

(4) 参照、中西前掲第二論文。

(5) Mazeaud, n. 2698, p. 898; Spilrein, p. 202; Hébraud, p. 447; Biney, p. 176.

(6) Jossierand, notes D.P. 1927.1.58; D.P. 1930.2.1; D.P. 1933.1.5; Cours de dr. civ., 3e éd., II, n° 1380—n. 彼は「保険契約者は自分と被害者の間に会社を介在させることにより、事実上将来生じようべき事故の責任を自分から逸らせよう」と求めたのではなからうか (D.P. 1930.2.2) と「被害者のためにする意思」を認定している。

(7) 「先取特権と異り、直接訴権はその活用によって価値があるにすぎない。つまりこの場合、訴権が権利を創ったのであって、直接訴権はその行使以前に何らの権利の存在も前提しない——たとえば、民法一七五三条、一七九八条の場合。責任保険の被害者の直接訴権については右の直接訴権一般論とやや異なる。第三者のためにする契約により、被害者は事故発生当日から保険金上に「固有権」を有する。だから直接訴権はこの固有権の発動 (la mise en oeuvre) であり、その故に直接訴権は被害者が保険者に実際に訴求した時に発生する。所詮、直接訴権は一種の弁済手続 (procédure de paiement) であり、一般の権利から全くかけ離れた優越的地位を債権者にもたらす執行方法 (voies d'exécution) の一例である」(Cours de dr. civil positif français, 1930 t. II, n° 674.)

(8) Toulouse, 8 oct. 1928, D.P. 1930.2.1; Paris, 26 déc. 1929, D.P. 1930.2.6; Algiers, 12 nov. 1930, D.H. 1931.89; Lyon, 28 déc. 1934, D.H. 1935.189; Lyon, 14 fév. 1936, R.G.A.T. 1936.790; Trib. Rouen. 15 déc. 1938, *ibid.*, 1939.278.

(9) 後の論議の便宜上冗長を厭わず Biney の論を紹介しておく。「法律は保険者の負担する留置義務を規定することで、被害者の対保険者権利を創設した。しかしこの権利は有効な契約の作用する限りにおいて存在しうるにすぎない。故に契約が直接訴権の淵源である。従って民法一一三四条は一八八九年法・一九一三年法・一九三〇年法が存在する事実より制限を受ける。即ち、法律が保険者に負担させる義務を無視する合意は法上成立しない。契約が被害者の権利を創設するのであり、そして法律は保険者に次の条件を課するに止まる。即ち一切の反対の約款は無効とみなされかつ適法約款が黙示的に含まれるとみなす、との条件である(以上は野田・前掲四五九頁註三所載)。「契約自身がこうして被害者の直接訴権行使あった場フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権(四) (四〇三) 三七

合、保険契約者と与えられる保障は保険者の対被害者支払に在ることを定める (Weens 引用)。従って、一種の代位、但し一八九八年法一六条にいう労災保険契約者に保険者が代位するのと異り、保険契約者に被害者が行う代位が生じる。事実、被害者は自己に固有な権利を行使するのみであるが、この固有権は保険契約による保険者の義務たる保険金上に作用する。

こうして被害者は契約の受益人となりかつかかるものとして保険契約上の一切の約款に服さねばならぬ (Biney, pp. 176 et 177)。第三者のためにする契約説は「一見した所魅力的であるが、契約当事者が決して抱いていなかった意思を推定する点および法律が意図しているとは思えないことを法律にかこつける点で重大な欠陥を示す。事実、法律が民法一一二一条所定の特殊な二場合にのみ(第三者のためにする契約)を認め、民法一一一九条により一般には(第三者のためにする契約)を禁止するの注意到すべきだ。法律が決してその意味には解されないのに、法律が該保険にこの(第三者のためにする契約)を強いると判断するのは乱暴である。最後に一九一三年法審議の際この新法(被害者への先取特権付与)が保険契約の構成を何ら変更するものでないこと特に保険契約が(第三者のためにする契約)とならないことが絶対的に措定されている (J. off., 1913, Sénat. Doc. parl. p. 1.) (Biney, n. 206, p. 259)。「事実、第三者のためにする契約は契約が第三者にもる利便を得させることになるという事実のみから生じるものではない。それ以外に、契約者が該第三者に該利便を付与する意思を有したことおよび当事者の排他的利益のために締結したのでないことが不可欠だ。この概念は第三者への考慮が第一である生保および不特定人のためにする保険については十分な形で抱えられるが、自己の責任の金銭的結果の保障を得べく契約する保険契約者には被害者のために契約する意思が全く欠けていると認めざるをえない。この保険契約者はただ一つのこと、偶然的損害賠償請求への備え、を考えていたにすぎず、また彼がある請求をもちこまれる場合、自己の保険者にその負担を転嫁しようと考えてはいるが、保険契約者が被害者に賠償するのである。最後に、この説は直接訴権に一般に承認された一効果、保険者が事故発生後の失権を被害者に対抗できないこと(一九三〇年法第一条参照)を説明できない。……

……しかしこの説は法律が強行的に、保険契約者の利益のために結ばれた契約も第三者を利すべきた、と決めたという正しい

觀念を示す」(p. 261)。

結論として、「被害者の権利は保険者に課せられた留置義務から発生し、法的効果として契約に挿入される。そして被害者は契約の受益人となる。この点で本書 (Biney) の論理的帰結は「第三者のためにする契約」説および「債権譲渡」説の見解とある程度合致する。しかし被害者の権利を発生させる明文をこれら論者は逸脱している。保険契約の受益者たる被害者は保険特別法に服し、被害者の権利を発生させる根拠が同時に保険法自体の限定せる若干の義務を被害者に課する」(a. 220, p. 280)。

(二)・一九二九年 Riquoir が債権者の交替による更改 (novation) で被害者の直接請求権の基礎づけを試みた。<sup>(1)</sup> 保険契約者の保険金債権 (旧) は被害者の保険金債権 (新) によって消滅すると説くこの立場の狙いは、旧債権に對抗できた抗弁が新債権に對抗できなくなる点にある。

しかし所論の場合に更改を推定すべき根拠もなくまた更改には更改の意思が契約上明示されねばならない (民法一二七三条) との難点の他に、この説によれば被害者の損害賠償請求権が消滅しさるという致命的な欠陥がある。<sup>(2)</sup> 加害者が債務者でなくなることは、本来被害者のために完全な保障を与えるべく考えだされた直接請求権自体の担保的意義に反する。以上の理由でこの説は孤立した試みにすぎず、殆ど反響をよばずに終った。

なお法定債権移転説と称される立場があるが、損害発生時に保険金債権が被害者に移転するとみるこの説は、<sup>(3)</sup> 直接請求権の基礎たる「保険金債権の被害者への付与」を明白に把むだけで、かんじんのこの移転の理論構成の必要を認識していない。この立場に挙げられる諸説もよくみれば殆どが他のいずれかの立場に吸収されるものであり、この説は今では全く影をみないからこれ以上触れない。ただこの説には直接請求権の前提を明確に問題づけた意義がある。

(一) Riquoir, L'action directe en matière d'assurances, these, Toulouse, 1929, p. 107 ff.

フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権 (四)

(四〇五) 三九

(2) Biney, n° 208, p. 262.; Spilrein, n° 106, p. 202.

(3) cf. Biney, p. 210.

(三) 既述 Planol の提唱した法定指図 (délégation légale) 説は、判例が一八八九年法上被害者の直接請求権を初めて承認する際に根拠として以来、判例に大きく影響した。<sup>(8)</sup>

一八八九年法第二条(一九三〇年法第三七条四項に再生)を根拠としたこの説は、さような規定のない一九一三年・一九三〇年両法にも、それを類推適用しようとする。しかし、今日この説の根拠とした一八八九年第二条の解釈自体が誤まりだったことは異論のないところである。<sup>(4)</sup>

指図説を無意味ならしめるこの論拠の崩壊は別とした所で、所論のばあい合意の指図が考えられないからとて「法定又は黙示の指図」を云々するのはそれ自体表現矛盾である。また保険契約者がかかる指図権能を有するかは、保険契約者・被害者間の共謀詐欺防止のための自発的責任承認又は和解禁止約款が一般に行われている(一九三〇年法第五二条参照)ことからみて、疑わしい。<sup>(7)</sup>

さらに、指図の抽象的合意性により保険契約上の抗弁事由一切が被害者に対抗できなくなる故、指図説は損害発生直接請求権発生前の保険契約当事者に生じた抗弁事由を保険者が被害者に対抗できる(通説・判例)所以を説明できない。<sup>(6)</sup>

(1) フランス法上指図とは指図人が受取人へ支払 (prestation) 又は支払引受をするよう被指図人に指図する仕組をいう。

指図は完全又は不完全たりうる。即ち旧債務者を免責して新債務者のみを対受取人義務者とする完全指図は、債務者交替による更改に他ならない。この更改たる作用をせずに新旧両債務者を共に受取人の債務者とするのが、不完全指図である(0-

lin et Capitant, Cours élé. de Dr. civil fr., 7<sup>e</sup> éd., 1932, t. II, n° 330, p. 312)°

(2) Civ., 17 juill. 1911, S. 1915.1.145. note Naquet, D. P. 1912.1.81. note Planol.

(3) この立場の判例列挙は cf. Biney, n° 139, p. 164. 殊に Paris, 26 déc. 1929, D.P. 1930. 2. 1, note de Josseland. たとえば一九二四年三月四日セーヌ地裁判決によれば、「この指図は事故告知により会社の認識する所となつており、会社は一九一三年法によりこれを引受けねばならぬ」。この判決の控訴審 Paris, 18 jan. 1926, Gaz. Pal., 1926. 1. 756 が指図説を否定した最初の判例らしい。

(4) 前記セーヌ地裁判決に対する M. le Substitut du Procureur Général Lyon—Caen の意見書 (Rec. Per. ass., 1924. 13 6) が最初にこれを指摘した。

以下この点を Biney, n° 139 et 209, p. 263; Spielrein, n° 106, p. 203 により説明する。  
一八八九年法第二条の(… sans qu'il y ait besoin de délégation expresse…) は指図なる語を民法一二七五条にいう意味(不完全指図 *délégation imparfaite*)で用いたのでない。同法以前の火保証券は債務者が自己の将来の保険金債権を自己の債権者に譲渡・指図する (*ceder et déléguer*) 旨明文で表示せる約款を載せていた。同法はこの慣行に従つて「指図」の語を用いたにすぎないから、同法の「指図」とは単なる債権譲渡 (*cession de créance*) に他ならない。

(5) 債権譲渡では当該債権の性質を変更できないから、該債権の条件・属性一切が譲受人に引継がれる。本稿のみるように、単なる債権譲渡と構成するのを避けるためにこそ、各学説が擬制を恐れず複雑な構成を執つていたのである。指図説が提唱された所以も、指図が被指図人(保険者)・受取人(被害者)間に、指図人(保険契約者)・被指図人間に存在していた法律関係から全く独立な法律関係を創設する抽象的合意たる点に発する (cf. Colin et Capitant, p. 315 et s.)。

(6) *Plaintol* によれば、法の規定する指図でありかつ被指図人の不利とならず、受取人にも有利となるから、当事者の合意は不要ないし推定される。かつこの指図は常に不完全指図でしかありえないから、当事者の更改意思表示不要である。

(7) Spielrein, n° 106, p. 203.

(8) 但し逆に Spielrein, n° 106, p. 204 は事故後に発生した抗弁事由の不对抗性を指図説は説明できないとする。ただし被指フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権 (四) (四〇七) 四一

図人の義務の抽象性は被指図人がその義務の原因 (cause) を知らされた時に消滅する故、保険契約上の抗弁がすべて受取人に対抗できるからだとする。

## 九

(一) ラベが唱え、傷害責任保険上一九一三年法が承認し、それに基き一九二六年六月一四日破棄裁判事部判決が直接請求権を認めた今も有力に支持される先取特権説は、一九一三年法明文を責任保険法の原則とみなし、これを効果の面から規定したのが現行法五三条だと主張する。以下、先取特権説の今日的立場を紹介する。<sup>(2)</sup>

「直接訴権は法律が損害の被害者に付与した先取特権の現象型態だ。一般原則上、先取特権はその権利者 (titulaire) に優先弁済権を与えるにすぎず、直接訴権は事実上債権者に自己の復債務者の財産に属する財貨から支払を受けさせる弁済手続 (procédé de paiement) ないし執行方法である。<sup>(3)</sup> しかしこの先取特権と直接訴権との性質の差異は責任保険においては目立たない。一方で法律が直接訴権を創設する場合、この直接訴権が先取特権を構成するのであり、また法律が債権上に先取特権を創設する場合、この先取特権は直接訴権を内包する。他方で、債権上の先取特権は有体物上の先取特権と異り、債務者の復債務者に対する債権の価額によって事実上、当然に (ipso facto) 決定される担保の実行を要しない。従って、債権上の先取特権はそれ自体で先取特権者に債権を付与することになる。この付与は損害発生瞬間に法定効果として生じる。支払差止 (saisie-arret) が行われている場合の債権凍結と同様な、保険者手中への債権凍結がこの場合に存在する。また支払差止確定判決の効果により支払差止債権者のために支払差止債権の付与・移転が存すると同様に、この場合にも法定効果による債権法定移転が存する。直接訴権が先取特権にまさしく相当するのは右の故であり、かつその故に直接訴権者への債権移転が実現する。

従って、被害者の対保険者債権はまさしくこの保険者に対する保険契約者自身の債権であり、保険契約者の債権の  
実行方式 (modalité) 条件全部に影響される」。

ラベが暗黙の前提としていたのは、他の債権者を閉めだして或債権者のみが支払を得られるという優越性は先取  
特権でしかありえないとの観念、であった。しかし、まさしく判例が拒否する通り、直接訴権と先取特権は同一で  
なく、この両者は無関係かつ若干対立的でさえある。普通債権者も先取特権なる技術的型態をとらぬ間接的優越性  
をもつことがある。(「今日では直接訴権が先取特権を前提せず、また直接訴権から先取特権を導出できないと結論  
された」)。

しかし今日<sup>5)</sup>の先取特権説は「この両概念が全く無関係だとはいえず、遂に直接訴権又は少くとも直接訴権の一を  
先取特権から導出できる」<sup>6)</sup>点に根拠をおく。事実、間接訴権又は支払差止を行使する債権者が債務者の他の債権者  
の競合を受けねばならないのは、彼が他の債権者と等しい権利を有するにすぎないためである(総債権者のために  
訴求する彼の訴権は彼に特権的地位を与えない)。反対に、先取特権者は自己の人的利益において訴求するにすぎな  
いから、訴求の目的となった復債権は彼のみを利益させる(間接訴権および支払差止の行使によって達せられる最  
終成果、即ち訴求債権者への復債権付与を直接訴権が即時に入手できるのは、その直接訴権者のみが、該復債権を利  
得することが認識されている故である)。

だから、被害者に先取特権を付与する明文規定を根拠とした直接訴権の基礎づけは可能である。しかしながら、  
この立場は次の批判により崩壊する羽目にある<sup>7)</sup>。

① この立場は「保険契約者が保険金債権の権利者 (titulaire) でありかつ被害者が保険契約者のこの権利上の先  
取特権つき債権者であることを前提する」<sup>7)</sup>。けだし「先取特権の本体的効果は、債務者の財産に属する所の先取特権

の対象になる財貨上に、他の債権者に優先して、先取特権者に彼の権利を行使させる事である。所論の場合、これは保険金が保険者から保険契約者へ支払われたことを前提する。この点において、先取特権説は二重の意味で成立不能である。第一に、保険者の支払った保険金は保険契約者の総財産に混同しきり個別化不可能となる。この故にこそ、法律が保険者に保険契約者への保険金支払を禁止するのだ。第二に、この保険者の留置義務により保険契約者の保険金債権が不存在となるから、被害者は保険金入手のため先取特権を利用することができない」。

⑥ 民法二〇九五条の定義する所によれば、先取特権とは債権の性質上或債権者が他の債権者に優先する権利である。また保険金に対し排他的権利をもつ被害者は他の債権者の競合も受けない。だから或直接訴権が先取特権の現象形態であるということ自体は正しいだろう。しかし被害者の権利を生じさせる明文はその点に留まらない。保険者の留置義務は被害者を彼が賠償を受ける時まで保険金債権者たらしめる。排他的債権者たる被害者にはいかなる競合も生じない。被害者は先取特権者であるとの表現は、たかだか、この被害者に留保される排他的利益を特徴づける便宜上用いうるにすぎない。

以上の結果、その語の法的意味における先取特権は存在せず、ただ被害者の人的・排他的保険金債権が存在するだけである。この点は一九三〇年法案審議に際する下院報告者 Lafarge の次の指摘により明白である。「保険金は全然保険契約者の財産に入らないから、保険契約者の他の債権者の追求を受けないのである」。

要するに、先取特権説は他の債権者を排除するという効果の面に捉われて、被害者の権利がこの効果を生じさせる機能構造の検討を怠った現象論である。直接訴権は保険金債権が被害者に帰属することの当然の結果であり、この保険金債権の現象型態たる請求権にすぎない。だから保険契約者の他の債権者は保険金債権につき全く権利をもたない。競合し得ないのでなく、競合問題が生じないのである。

この結論はこの問題に関する原則規定たる現行法五三条および一八八九年法の再生たる三七条が先取特権に言及してならんことからも支持される(判例・多数説)<sup>(11)</sup>

- (1) Aubry et Rau, 5<sup>e</sup> éd., t. III, p. 231 note II sexes; Colin et Capitant, op. cit., 7<sup>e</sup> éd., 1932, t. II, n° 879 et 1123, p. 830; H. Capitant, La loi du 13 juill. 1930 relative au contrat d'assurance, R. G. A. T. 1930, pp. 739 et s., n° 59 (未既); Debray, Privilèges sur les créances et action directes, thèse, Paris, 1928, p. 159; M. Picard, L'autonomie de l'action directe, R. G. A. T. 1933, pp. 725 et s. (今日の先取特権説の最も精細な構成。残念ながら参照不能のなる Biney, n° 210, p. 266 の詳細な引用を欠く) Picard et Besson, op. cit. t. III, n° 232, pp. 546 et s. (前巻の4冊をまとめた簡明な叙論を維持する); Planiol, Traité de droit civil, 8<sup>e</sup> éd., 1921, t. II, n° 1727 (指図説の本説と対峙)。
- (2) M. Picard, op. cit. citée par Biney, n° 210, p. 266.
- (3) Picard et Besson, t. III, p. 547; H. et L. Mazeaud, t. III, nos 2697—3 et 2698—2; Jossierand, op. cit.
- (4) Hébraud, n° 304, p. 463.
- (5) ebenda.
- (6) Biney, n° 211, p. 267; Spilrein, nos 101—103, pp. 195—199.
- (7) H. et L. Mazeaud, t. III, n° 2697—3, p. 896.
- (8) Hébraud, n° 4, p. 464 note (16); Biney, n° 211, p. 268.
- (9) Biney, ebenda.
- (10) Documents législatifs. Chambres des Députés, Sess. de 1926, n° 3316, p. 53 et Sess. de 1925, n° 1544, p. 49。一九三〇年法審議経過所収。
- (11) たんぎが Biney; Spilrein; Hébraud; Mazeaud. 但し若干の下級審判決は先取特権説を採る。たんぎが Rouen, 8 jan.

1930, D. P. 1930. 2. 85, note de H. Lalou, S. 1930. 2. 167, Rev. de dr. inter. priv., 1931. 292; Paris, 17 juillet 19

34, R. G. A. T. 1934, 1046; Orleans, 15 jan. 1937, *ibid.* 1937. 516.

(二) 留置義務説 直接訴権の基礎に関する理論構成がすべて何らかの欠陥を持つ故この問題は結局、法文を

忠実かつ素直に解した留置義務 (l'obligation de rétention) 説がその抽象性ないし無内容性により最も無難なもの  
とみられ、最近の多数説となった。<sup>(1)</sup> 判例もまたこれに従う。<sup>(2)</sup>

所論の点に関する全立法は保険契約者が賠償義務を履行する迄、保険者に被害者以外の者への支払を禁止する点  
で共通だった。この種の規定は一見した所、保険者への不作為義務を命じたにすぎない。しかし学説・判例はすべて、  
この規定を額面通り受け取った場合の解決とこの規定なき場合の解決とを比較して、どちらが被害者に有利である  
かの検討に始まる帰謬法的証明により、保険者の留置義務から被害者の直接請求権を帰結する。例えば、一九一三  
年法につきこの立場に立った最初の破棄裁判例は、「被害者の利益のため保険金を保全する保険者の義務は被害者に  
保険金直接支払請求を許すことを必然的結果とする」と、結論した。<sup>(3)</sup>

かくて、一九三〇年法第五三条はフランス私法体系上最も強度の債権者保護手段(単なる優先性でない、その排  
他性において)を、責任保険の枠内において、損害賠償債権者に与えたものと解される。

この説によれば、五三条は被害者に固有な法定直接請求権を創設したことになるが、その規定の間接性により、  
この権利の内容・構造は全くの白地である。この点はまたこの説が通説化した原因の一つでもあるが、その権利の内  
在的な究明は解釈に一任されている。

以上をもつて被害者直接請求権の基礎づけ論を終る。

(1) Biney, n° 212, p. 269; Mazeaud, n° 2697, p. 893; Spillein, n° 107, p. 204; Hebraud, n° 4, p. 494; P. Esmein,

note au S. 1927.1.25; P. Sunnen, op. cit. 6: éd., n° 149, p. 109 その他多数。

(2) Cass. civ., 14 juin 1926, op. cit. その他多数。近頃は Cass. civ., 28 mars 1939, D. P. 1939, 1.68; Soc. 30 juillet 1942, D. A. 1943, J. 4; Cass. civ., 13 juillet 1948, D. 1948, J. 433.

### 第三部 被害者直接請求権の構造

#### 一 淵 源

被害者の保険金直接請求権が一九三〇年法五三条所定の保険者の留置義務から導出できることは、前述の通りであるが、この被害者の権利が何を基礎とするかは改めて考えねばならない問題である。また被害者の直接請求権の性質もこの基礎から決められる。

契約上又は不法行為上すべての損害賠償請求権が法律を基礎とするのであるから、直接権の基礎が法律に在ると答えるだけでは何らこの権利の内容・性質の解明に役立たない。だから、この直接権の基礎が責任保険契約と被害者の損害賠償請求権のいずれに在るのかを判断しなければならない。<sup>(1)</sup>

被害者の直接権が責任保険契約に内在する当然の効果だとみる立場はウェインズ独自の見解である。しかし被害者の権利は当事者の意思にかかわらず一九三〇年法が責任保険契約に与える法定効果であるとの立場から、被害者を責任保険契約の受益者とみて被害者の直接権は保険契約者の契約上の地位を継承したものと解する説はかなり多い。<sup>(2)</sup>「保険法に収められた始源的権利とみられる被害者の固有権は、保険契約を透して法律から生じる。そしてそれ故契約がこの固有権の真正の淵源となり、かつその行使手段たる直接訴権はこの固有権の本質自体に関する条件に

支配される」。<sup>(5)</sup>一九三七年三月十日破壊裁判決も、「この第三者が保険者に対して有する権利は、固有かつ直接的性質を有するものではあるが、その淵源は当事者間で以前に為された合意に求められる」とする。

しかし有力説<sup>(6)</sup>および現行判例は、被害者の固有権の基礎を被害者の損害賠償請求権に求めている。Mazeaudによれば、「直接訴権は保険者の契約上の義務の履行を目的とするが、直接訴権は契約外の事も求める。ただし保険者は被害者への支払を契約上引受けておらず、契約は被害者のための契約を全然内容とはしていないからだ。……当事者の利益の為にのみ保険者・保険契約者間で結ばれた責任保険契約は被害者に何らの権利も付与しない。……

…雇人の惹起した損害者が法律により与えられている雇主に對する訴権を、雇傭契約 (contrat de louage des services) に基礎づけようと思ふ者はいないだろう。即ち所論の場合も同様な立場に在るのではないか。直接権は保険契約者の過失による損害を蒙った被害者の権利を基礎とする以外にありえない。法律により、保険契約者の過失が被害者に対して保険契約者訴権と対保険者訴権を与えるのだ。……この二訴権は同じ淵源をもち更に同じ性質を有する」。近時の判例は殆どすべてが等しく次の理由を掲げている。「被害者の直接訴権が保険者・加害者間に結ばれた合意の存在に従属し、かつその範囲内で行使され得ないにせよ、この権利は、法律に基き、保険契約者が有責とされる事故によって蒙った損害賠償請求権に、その基礎を見出す」。

以上の、被害者の固有権の基礎を保険契約又は損害賠償請求権のいずれに求めるかという対立は、かなり根本的な対立であるが、それ以上の理論的追求はなされていない。しかしこの対立は以下に一べつするよう被害者の直接権の実際的効果にかなりの差異を生ぜしめる。契約に根拠を求める立場は、その点で、既述の「第三者の為にする契約」説や何らかの構成による債権移転説に親近性を示す。だから、事故発生後に保険者が得る契約上の抗弁事由も被害者に対抗できる帰結を生じる点が、最大の差異となる。

ところが、契約に被害者の権利の基礎を見出す立場も殆どが、事故発生後保険契約者に生じる失権事由は被害者に対抗できないとする。そしてこの点を説明するものこそ責任保険契約に法律が与えた法定効果であるとする。<sup>(9)</sup>ただ Biney のみはその対抗性を認め、責任保険関係者全員の法的利益尊重、および(一九三〇年法自体が十分抑制している)保険者の負担を過重ならしめないことが被害者総体の利益に帰することを、その積極的論拠とする。<sup>(10)</sup>

以上の基礎観の対立は、所詮、被害者の損害賠償請求権実効化を目的として被害者の有する契約上の利益を被害者に享けさせる直接権自体の両面性に因る。現在の学説はこの責任保険金直接請求権の宿命的矛盾を止揚できていない。より高次な社会的場に展開される統一的損害賠償理論の出現のみがこの止揚を可能ならしめるだろうから、これ以上この対立自体を追究しても無益である。ただこの基礎観の異なりから、被害者の直接権の要件・効果の解に微妙な差異が生れることに留意しよう。

- (1) Mazeaud, n° 2698—2, p. 897 et s.
- (2) Biney, n° 221, p. 282; Spilrein, n° 107, p. 207; Sunnen, 6e éd., 1948, n° 149, p. 106.
- (3) Biney, ebenda.
- (4) Civ. D. H. 1937. 250.
- (5) Mazeaud; Picard et Besson, t. III, n° 231; Capitani, t. II, p. 365 et 366. Planol et Ripert, n° 1367, p. 783; Guyot, note, au S. 1932. 2. 153.
- (6) Civ., 16 sept. 1940, D. H. 1940. 158; Civ., 26 mars 1941, D. A. 1941 J. 195; Civ., 25 juin 1945, D. 1946. J. 51; Soc., 3 juill. 1942, D. A. 1943. J. 4; Civ., 13 juill. 1948, D. 1948. J. 433; Lyon, 6 nov. 1935, D. 1937. 2. 63, note Nast (畠田四六次郎); Orléans, 14 jan. 1941, D. A. 1941. J. 140.
- (7) Mazeaud, n° 2698—2, p. 898.

(8) Soc., 30 juill. 1942, D. A. 1943. J. 4.

(9) Spirein, n° 107, p. 208.

(10) Biney, n° 134 et s., pp. 156 et s. et n° 218, pp. 276~278.

(11) 川島前出(七九)一三四頁参照。

## 二 属 性

(一) 独立性。直接権が保険契約を淵源とせず被害者の損害賠償請求権と同一の淵源を有するとみる判例の立場に立つ限り、その帰結として、直接権は保険契約者の保険金請求権から独立しかつ被害者の損害賠償請求権に従属することになるか。

この問題はその包括性故に未だ絶対的解答が得られていない<sup>(1)</sup>。この問題も淵源の場合と同じく、強いて割り切ろうとすれば、どの部分かに不当な一般化を導出することになった。以下、判例・多数説の見解を紹介する<sup>(2)</sup>。

### 1 保険契約者の保険金請求権との関係

淵源を異にするこの両請求権は唯一かつ同一の債務履行(保険金債権の支払)を目標とする。保険契約者の契約上の債権が法律により被害者に移転されるのだから、次の結果が生じる。

a 移転に際し、被害者は保険契約者に属する権利そのものを原始取得する。またその故に直接権は保険契約者の保険金債権に依存する。ただし直接権は保険契約者の保険金債権の像(image)なくしては存在しないから。

b 移転の際より、保険金債権は保険契約者から被害者に移転させられるが、それは以後被害者の固有権となり、この権利は保険契約者との関係では完全な自主性を取得する。即ち保険契約者にはや被害者を権利者とする

該債権に対し何ら権能を有しない。かつその故に直接訴権は保険契約者の保険金請求権から独立である。

なお直接訴権はその行使においても、保険契約者の保険金請求権から独立である。法律は被害者を人的に保険金債権の権利者たらしめることにより、直接訴権を、行使上も保険契約者の保険金請求行為から独立な請求権、即ち被害者が自由処分権を有する独立かつ主訴権、たらしめる。この行使上の独立性こそ被害者に直接訴権を付与した意義を生かすものである。従って、両請求権は反対の特則なき限り各別に固有の手續規定に服する（例えば、裁判管轄・時効）。

要するに、直接訴権、より正確にいえば被害者の対保険者直接権は、被害者がそれを原始取得する時には、保険契約者の保険金債権そのものだという点で、保険契約者の保険金請求権に狭義に依存する（発生の牽連性）。しかしこの保険契約上の保険金債権の法定原始取得後、被害者の直接権はもはや保険契約者に依存せず、かつ直接訴権は被害者の主訴としての性質全部を取得するのであり、その行使はいかなる態様においても保険契約者に依存しない。

## 2 被害者の損害賠償請求権との関係

その淵源同一な両請求権はその目標とする権利を異にする。だから、直接訴権は決して刑事裁判所の管轄にも、行政裁判所の管轄にも、服さない。直接訴権は保険契約不履行を規正するのみであり、この保険契約不履行はいかなる公義務の違反又は不履行も構成しないからである。

しかし両請求権は唯一かつ同一の目的（被害者の蒙った損害の賠償）をもつ。従って、被害者がこの目的をそのどちらかの請求権によって成就すれば、他の一方の請求権も同時に消滅する。また従って保険契約者有責の判決は保険者の義務を証明する。

従つて、この目的の同一性により両請求権は牽連性 (connexité) を有する。<sup>(10)</sup> しかしこれは両請求権の行使上の牽連性を意味しない。この場合の牽連性とは、単に但し無制限に、両請求権の一方だけの裁判管轄を有する民事裁判所に両訴権とも提起できることを意味するにすぎない。<sup>(11)</sup> 直接訴権が損害賠償請求権の行使に従属するのではない。<sup>(12)</sup> 被害者は同一次元上にある両請求権を有し、被害者の直接訴権はその行使において損害賠償請求権から独立である。要するに、直接訴権はその淵源および目的の完全な同一性により損害賠償請求権と牽連する。しかし直接訴権はその目標とする権利および行使上の独立性によつて、損害賠償請求権と相異なる。だから、両者間の法律関係は連帯債務関係 (obligations solidaires) に似通う。<sup>(13)</sup>

保険契約者と保険者の合同損害賠償義務を宣した下級審判決は、一九三三年二月二七日破棄裁判決により、その判決文を破棄された。合同債務 (obligations conjoints) の性質は債務者間の債務分割を前提する (Talou, n. 224, p. 186) が、責任保険の場合にはこのことは妥当しない。<sup>(14)</sup>

保険者に保険額を超えて請求しないことを条件に、被害者が保険契約者にも保険者にも各々損害金額を請求できることを前提して、かなりの上級審判決は保険契約者と保険者の連帯損害賠償責任を宣告している。<sup>(15)</sup> 連帯債務説は合同債務説よりも合理的だが、やはり正しくない。けだし両者の債務はその起源を異にし、保険契約者は自己の犯した不法行為上の義務を負うのに対し、保険者は保険契約上の義務を負うにすぎない。契約上の連帯債務は法律又は契約上明文で定められている場合にしか存在できない (民法一三〇二条)。有責者間の連帯債務を認める判例法も、<sup>(16)</sup> 保険者は何らの責任を負うのでないから、この場合に適用できない。故に、不法行為領域よりの連帯性も認められない。

連帯債務説を採つたといわれる判決も実際は連帯債務の効果を付与しておらない。これらの判決で連帯債務とい

う表現を用いたのは、むしろ、被害者の実質的便宜を図らうとの動機に基いたにすぎないであらう。<sup>(17)</sup>

この場合、各自の損害賠償額が二被告各々につき保険額を超えない限り、連帯債務性とは保険金全額請求の可能性が原告に与えられたということに帰着する。だから、実際は若干の最近判例が解したように、<sup>(18)</sup>単なる不真正連帯債務 (obligation in solidum) 関係が存する。この解釈は保険契約者・保険者間の立場によく調和する。被害者は彼らのいずれかに保険金全額を請求できる。しかし被害者は賠償を二重に得ることができず、債務者の一人が行った支払は他方をも免責する。その両債務者の何れが最終的債務者であるかといえ、それは保険契約の有効を条件とした上で、保険額を限度として保険者である。

(1) cf. Mazeaud, n° 2698—3, p. 899; Biney, n° 211, p. 268; Spilrein, n° 108, p. 208; Esmein, note de D. 1933, 1. 5. (II<sup>20</sup>—30) ; Jossierand, note S. 1932, 1. 169.

(2) cf. notamm., Mazeaud, ependa; Biney, n° 214, pp. 273 et s. ; Spilrein, n° 107 et s., pp. 204 et s. ; Planiol et Ripert, p. 783.

(3) Biney, p. 268; Mazeaud, n° 2698—4, p. 900 et n° 2705—2708.

(4) 裁判管轄については cf. Biney, n° 95 et s. ; Spilrein, n° 120 à 123; Mazeaud, n° 2724 et 2725. 事物管轄修正約款の被害者への不対抗性については cf. Mazeaud, n° 2720. たとえば保険契約者の保険金請求権は反対の特約なき限り、主訴又は担保責任者参加強制によって行使せられるのに対し、直接訴権は担保債権者の参加強制によって行使せられる訴権でない。時効については Biney, n° 77, p. 98 et s. 一九三〇年法二五五条参照。

(5) cf. Biney, p. 177 n° 147.

(6) Mazeaud, n° 2722; Biney n° 100, p. 119.

(7) Mazeaud, n° 2722—2; Biney, n° 102, p. 120.

フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権 (四)

(8) Mazeaud, n° 2702. 但し損害賠償請求権の混同による消滅の場合に別 (cf. Trib de la Seine, 21 déc. 1931, S. 1933. 2. 105 et note de Bouzet.)。判例は消滅せよと解するが、学説は反対 [Mazeaud, n° 2702-2. 直接訴権は弁済以外の損害賠償請求権消滅原因 (殊に放棄) によつては消滅しない]。

(9) Mazeaud, n° 2713.

(10) cf. P. Esmein, note S. 1932. I. 169. 2—II.

(11) Mazeaud, n° 2721, 2726 à 2728.

(12) Mazeaud, n° 2718; Algiers, 27 nov. 1930, D. H. 1931—89; Bordeaux, 18 mai 1931, S. 1932. 2. 100.

(13) Biney, n° 117, pp. 137 et s.; Spilrein, n° 108, pp. 208 et 209.

(14) Cass. civ., 27 fév. 1933, D. H. 1933. 269.

(15) 前掲(12)の判例。

(16) Planiol et Ripert, t. VII, n° 1072, p. 380.

(17) Spilrein, p. 210.

(18) 今口の判例・通説。Paris, 25 juill. 1931, D. H. 1931. 528; Civ., 24 oct. 1932, D. H. 1932. 586, S. 1933. I. 53; Civ., 8 fév. 1939, R. G. A. T. 1939. 308; Civ., 4 dec. 1945, R. G. A. T., 1946. 311; cf. Planiol et Ripert, p. 791;

Mazeaud, n° 2716; Picard et Besson, t. III, pp. 670 ff.

(二) 強行性。被害者の直接請求権を定めたものと認められる一九三〇年法五三条が強行規定である (同二条) のは、この権利が責任保険の中核的意義を担う点から当然である。従つて、この権利を直接間接に排除又は行使不能ならし困難ならしめる約款は一切無効である。

直接訴権が、フランスにおいて発生した損害である限り (Civ., 13 juillet 1948, D. 1948. cf. Lalou, n° 227

bis, p. 168) 外国保険者および直接訴権を認めない外国法に服する保険契約にも、適用される理由はこの強行性に在る。この場合に適用されるのは保険金債権の準拠法たる外国法ではなく、フランス法が適用される。

しかしそれは単に不法行為責任の準拠法としてでなく、民法三条に謂う保険証券および担保の準拠法たる資格に拠るとする説が有力である。<sup>(1)</sup> (反対、前掲一九四八年判決)。

- (1) Civ. 24. fév. 1936. D. P. 1936. I. 161; Sunnen, D. 1932. chr., p. 41; Mazeaud, n° 2700; Spilrein, n° 109~111, pp. 211~215; Biney, n° 156~157, pp. 190~232. など Lalou, n° 225, pp. 186 et 187 など<sup>(2)</sup>の点の学説判例を要領よく採りあげ、この点の論文として Bartin, Précis dr. inter. privé, 1930, t. I, p. 181; Niboyet, Rev. dr. intr. privé 1931, pp. 292 et 668.

### 三 行使要件

被害者の直接請求権の理論的系譜および性質の解明に努めてきた以上の概観において、この権利の内容は既に説き尽されていようから、この権利の内容自体には特に触れる迄もなく、次にこの権利の行使要件を略述する。

以下は野田教授の論文に詳説されており、また紙幅もつきたから、簡単に最近の判例に基いた問題の所在を示すにとどめる

#### (一) 行使権者

① 被害者又はその権利承継人。 同一の行為から損害を受けた複数の被害者は総て平等の割合で、対保険者

請求権を有する。即ち保険金不足の場合、保険金は被害者間で各自の債権額に比例して分配される。<sup>(2)</sup> しかしそのためには、各被害者は保険者を訴求するか又は保険者に異議を提出しておかねばならない。さもないと、この点につ

きその他の者を考慮する要なく、通知のあった被害者だけに支払うことで、保険者は免責される。<sup>(3)</sup>

⑥ 代位者（殊に三六条の適用ある物保険者 および、被害者へ年金又は養老年金支払義務を負う行政当局）<sup>(5)</sup>

## (二) 範 囲

被害者が保険契約者から賠償を受けていない範囲で、被害者は保険金を限度として、直接請求権を有する。即ち保険金の限度で、被害者の損害賠償債権が消滅すれば、直接請求権も全くありえない。

保険契約者が被害者に本来の意味の弁済を履行し終った場合、この解決は当然である。しかし損害賠償債権のその他の消滅原因（例えば時効・混同・相殺）全部についても判例は同様に解する。<sup>(9)</sup>これに対して学説は賛否相半ばする。<sup>(7)</sup>

但し相互に損害と過失が存する自動車事故の場合に往々生じる相殺については特に言及しておく要があるろう。

<sup>(8)</sup>この場合、その二ヶ以上の損害賠償は最小損害者側の額を限度とする相殺によって消滅し、かつ直接訴権は相殺により消滅しない部分につき最高損害者側の債権の権利者が提起できるにすぎない。そして各保険者はこの場合各々の保険契約者に対し契約填補高にに応じて相殺額相当額を支払うべきものと解される。

## (三) 保険契約者の訴訟参加 (mise en cause)

直接訴権の行使には保険契約者の訴訟参加を伴うのが原則である。<sup>(9)</sup>もちろん、保険契約者の責任がその存在および金額について前以て決定的態様で裁判上確定されているか又は保険者の承認を得ている場合、この訴訟参加は不要である。しかし保険者の承認も保険契約者の責任の完全な裁判上確定 (établissement judiciaire) もない場合

——殊に被害者が刑事裁判所に保険契約者への附帯私訴を提起することなく、<sup>(10)</sup>保険契約者が刑事有罪判決を受けて

しまった場合——被害者は保険者に直接訴求すると共に保険契約者も訴訟参加させるべきである。

この解決は既に一九三〇年法以前から一八八九年法・一九一三年法に抛り直接訴権を認めた判例の採るところであったが、<sup>(11)</sup>一九三八年破棄裁が公式に表明するところである。即ち「反対の条文なき限り、直接訴権の行使は保険契約者の口頭弁論出席を必然的に要件とする(exiger)。けだし保険者による責任の全部承認を除き、以前に何らの保険契約者有責判決が下されていない場合、第一に損害賠償債権の存在・金額が、第二に保険者の支払義務ある保険金額が、全関係者間で対審的確定(fixer contradictoirement)をみる必要があるからである。またこうして保険者が保険金額の限度において支払義務を負うことが実効づけられるからである」。<sup>(12)</sup>

この訴訟参加強制は全く正しい。第一に保険契約者の責任が当の有責者不在の裡に保険者について確定できるとは考えられないし、またこうして判決の矛盾が避けられるからである。<sup>(13)</sup>

けれども、法律上又は事実上の理由により保険契約者の訴訟参加不能の場合がある。それは第一に保険契約者が外交官免責特権を享けている場合、<sup>(14)</sup>又は保険者が保険契約者団体全部の責任を保障しているため、保険契約者全体中より真の加害者を識別できない場合である。<sup>(15)</sup>第二は行政裁判所や農地賃貸借調停裁判所<sup>(16)</sup>などの裁判管轄に属する損害賠償責任につき、直接訴権を管掌する民事裁判所が裁判権を有しない場合である。これらの場合、その民事裁判所は被害者の損害賠償債権がその存在・金額につき管轄裁判所によって確定される迄、直接訴権に関する判決を延期する(sursair)ことにならう。

(1) Mazeaud, n° 2638—7, p. 903 et s.; Planiol et Ripert, n° 1368, p. 785 et s.; Biney (一九三四年以前の判例を豊富に利用した直接訴権行使上の諸問題の詳細な検討を特色とする)に476°。

(2) 民法二〇九三条参照。学説も気乗薄ながらこれを認め( Mazeaud, p. 937)。この点の最高裁判例は未登場。

反対 Paris, 4 fév. 1938; Douai, 23 janv. 1940; Picard et Besson, t. III, n° 279. なお一九三二年スイス自動車交通

法四九条参照。

(8) この点で、反対説の論拠とする実際上の不都合が緩和される (Planiol et Ripert, p. 783)。

(4) Mazeaud, p. 904; Cass. Civ., 24 oct. 1932, D. H. 1932. 586.

(5) 社会保障金庫が社会保険契約者の権利を代位するにについては、労災事故以外の場合 Mazeaud, n° 2698—10. 労災事故の場合 même, n° 2698—11.

(9) Seine, 21 déc. 1931, S. 1933. 2. 105, note Bouzet.

(7) この点の実際的不都合を批判するは前註 Bouzet の評釈。この問題は既述の直接請求権の独立性の理論と絡み合っている。

Lalou, n° 221, p. 182 を賛成。

(8) Planiol et Ripert, p. 786.

(6) Biney の書びこの点を冒頭で詳論する。彼の結論は p. 276 et s. に要約する。

(10) cf. Mazeaud, n° 2039 à 2039—2.

(11) Cass. Civ., 17 juill. 1911 et 14 juin 1926. 各々 cf. Lalou, n° 221, p. 181.

(12) Cass. Civ., 13 déc. 1938, D. P. 1939. I. 33, S. 1939. I. 101; Civ. 8 fév. 1939, S. 1939. I. 136; Civ., 28 fév. 1939.

(13) Planiol et Ripert, p. 787; cf. Lalou, n° 224, p. 186.

(14) Orléans, 28 déc. 1932; S. 1933. 2. 65.

(15) Cass. civ., 28 fév. 1939; Aix, 6 juin 1950, D. 1951. 173.

(16) Rouen, 31 janv. 1950; Mazeaud, n° 2007 et 2722—2, p. 953.

(17) "tribunal paritaire de faux ruraux" (一九四四年二月四日政令) 外国法典叢書民法 (IV) 二八八頁参照。Nancy, 20

juill. 1049, R. G. A. T. 1950. 54.

#### 四 争訟手続

(一) 挙証 被害者は次の二点の立証責任を負う。

① 保険契約者の責任。

もちろん前節の原則により、保険契約者の訴訟参加ある場合はこの立証は簡単である。さらに、保険契約者の民事責任が既に（民事裁判又は刑事裁判への附帯私訴によって）裁判上確定をみていれば、この訴訟参加も不要である。

所で、この点について二ヶの前提が設けられる。①保険契約者の民事責任が裁判上確定を終わっている場合、当事者同一性を欠く前判決は保険者についての既判力（*chose jugée*）を認められないが、この判決が被填補危険を発生させたかつ保険契約者に被害者への賠償金支払を強制するという意味において、この判決は事実上の効力（*la valeur d'un fait*）を有する。②刑事判決が確定するのは保険契約者の刑事責任のみである。刑事判決は絶対的（*ergo omnines*）効力を有するが、必ずしも保険契約者の絶対的かつ全体的民事責任を惹起するものでなく、また少くともこの民事責任の範囲を確定しない。だから、これら争点は、實際上保険契約者を訴訟参加させることになる直接訴権行使被害者が立証すべきである。

③ 保険者の義務。

この場合も、保険契約者・保険者間で得られた判決は保険者・被害者間には既判力がない。そして被害者はなお保険者の義務を別様に立証することができる。同じく、被害者の一人について下された判決は

同一事故の他の被害者に対抗できない。實際上、保険契約者の訴訟参加ある場合は問題がない。ただし保険契約者の締結した保険契約を被害者が利用できるからである。逆の場合、裁判所は必要とあれば保険者に保険証券提出を

命じうるだろう。<sup>(5)</sup> 保険証券が保険者の義務を決定する以上、その保険証券を保険者が被害者に対抗できることもちろんである。しかも保険証券修正証書 (avenant) は、それに民法一三二八条に謂う確定日附がなくとも、確定日附ある場合と同様に被害者へ対抗できよう (破棄裁は反対)。

(二) 裁判管轄

④ 事物管轄 (compétence d'attribution)。或種の裁判所は自己に損害賠償責任訴訟の裁判管轄がある時でも、本質上直接訴権を審理できない (例えば行政裁判所<sup>(6)</sup>)。直接訴権は (広義の) 民事裁判所にしか提訴できない。そして民事裁判所は保険契約者の責任が行政裁又は保険者の承認によって確定される迄判決を延期すべきである。<sup>(7)</sup> 公訴に附随して民事訴訟を裁判できる刑事裁判所も、この直接訴権を裁判できない。けだし保険者は違法行為 (infraction) に由る民事有責者でないからである。<sup>(8)</sup>

農地貸借借調停裁判所は小作人 (fermier) の火災責任を裁判する専属管轄権を有するが、同裁判所は小作人の責任に関する対保険者直接訴権の裁判管轄権をもたない。<sup>(9)</sup> 直接訴権の裁判管轄を有するのは民事司法裁判所 (tribunal de l'ordre judiciaire) のみである。

保険契約者の訴訟参加が不要な場合、被告たる保険者の資格に応じて、一般法規定による裁判管轄が適用される。<sup>(10)</sup> この点で直接訴権の淵源をどう理解するか重要になってくる。

保険契約者の訴訟参加が必要な場合、被告が二人いる訳であるから、被告の一方が商事裁判所の管轄に属しない限り (狹義の) 民事裁判所にしかこの訴訟管轄権がないことを別とすれば (被告二名以上の場合原告に管轄選択権を与える民訴第五九条四項の適用なし) 一般規定を適用するのが原則である。<sup>(11)</sup>

⑤ 土地管轄 (compétence territoriale)

この問題は永らく争われてきた点である。控訴院判例の多数および有力学説は被害者の直接訴権に訴訟手続一般規定（民法二条および五九条）を適用すべきだと主張した。<sup>12)</sup>しかし一九三二年以来、破棄裁はこの直接訴権にも一九三〇年保険契約法三条の保険契約に関する管轄規定を適用するという立場を確定している。<sup>13)</sup>即ち「直接訴権法理は一九三〇年法の定める管轄規定を修正する効果をもつものでない。けだし第一に損害賠償債権の存在・金額をまた第二に保険者の保険金債務を三当事者間で対審的に確定させるためである。一九三〇年法三条の規定は何らの区別も設けていない。立法者が正しい司法運用のためその旨特に定めた保険契約者および保険者の義務に関する訴訟審理から被害者をはみださせてはならない」<sup>14)</sup>

故に保険者の住所地裁判所は決して管轄権を有しない（即ち原告は保険契約者の住所地又は事故発生地の裁判所しか選べない——Paris, 17 juillet 1934）。この立場は保険契約者の訴訟参加に関する判例の態度と密接に関連するが、理論上はともかく実際の裁判運用上はこの立場が正しいといえよう。<sup>15)</sup>

### (三) 時効

ところが、直接訴権は一般法の時効（原則三十年）に服し一九三〇年法（二五条）上の二年短期時効に服さない（一九三九年三月破棄裁判判決以来の判例・多数説）。もちろん直接訴権は保険の存在を前提しかつその限界内において行使されるにすぎないが、直接訴権の基礎は保険契約者が有責とされる損害から生じた損害賠償請求権にあるとする現行判例・多数説の見地からは、直接訴権が保険契約に由来せずかつそれ故被害者の保険契約者に対する損害賠償請求権と同じ時効に服する。<sup>16)</sup>（だから例外的に被害者の損害賠償請求権が特別短期時効に服する時は直接訴権も同じ短期時効に服することになる）。

但しこの解決は余りにも長期すぎて無意味である点が反省されて種々の妥協が試みられている。一般法上は不法

行為訴権の短期時効を設けることが要望され、<sup>(17)</sup>判例上は時効起算時の操作(直接訴権は損害発生時に時効起算を、保険契約者の保険金請求権は被害者の裁量上請求時から起算——一九三〇年法二五條二項参照——)で調節し  
てゐる。<sup>(18)</sup>

(1) 但し保険者の訴訟進行又は訴訟指揮を妨げた場合その限りでない。Charolles, 7 mars 1952, D. 1953, 141, note de A. Besson (R. G. A. T. 1952, 185).

(2) Lyon, 14 fév. 1936. R. G. A. T. 1936, 790; Civ., 11 juin 1941, D. C. 1942, 37.

(3) Civ., 17 déc. 1940, R. G. A. T. 1941, 38.

(4) Plantol et Ripert, p. 788° 判例は反対 (Civ., 11 mars 1947, D. 1947, 265 J. C. P. 1947, II 3519)°

(5) Paris, 26 déc. 1929, D. P. 1930, 2. 1.; Trib. com. Seine, 30 déc. 1930, R. G. A. T. 1931, 341.

(6) Cons. pref. Seine—et—Oise, 11 fév. 1942, R. G. A. T. 1943, 262.

(7) Rouen, 31 jan. 1950, R. G. A. T. 1950, 312.

(8) Crim., 10 juin 1932, D. H. 1932, 431; Douai, 25 avril 1942, R. G. A. T. 1942, 28; Crim., 26 nov. 1953, R. G. A. T. 1954.

(9) Nancy, 20 juillet 1949, R. G. A. T. 1950, 54.

(10) Seine, 29. janv. 1930, R. G. A. T. 1930, 929; Trib. com. Marseille, 23 nov. 1933, R. G. A. T. 1934, 357; Nancy, 9 mars 1951, ibid. 1951, 175.

(12) 一九三〇年迄の控訴院判例。その後は次註破棄裁判決に従つ。cf. Lalou, n° 220, pp. 181 et 182.

(13) Civ., 11 juillet 1932, D. P. 1933, 1. 5; S. 1932, 1. 210; Civ., 17 jan. 1934; Civ., 8 mai 1935, D. H. 1935, 364;

Civ., 28 fév. 1939.

(14) ebenda, D. P. 1933. 1. 5. しかし同法第三条は地域管轄に関するのみだから、商事裁を排して民事裁に専属管轄を与える約款の有効 (Aix, 27 déc. 1935, D. H. 1936. 185)。

(15) Planiol et Ripert, p. 790; Lalou, p. 182.

(16) 反対Biney, p. 95 et s.; Paris, 22 avril 1936, D. P. 1936. 2. 55, note Lalou を始め一九三九年以前の多数判例。

(17) Mazeaud, p. 792.

(18) Civ. 28 mars 1939, D. P. 1939. 1. 68.; Civ., 25 juin 1945, D. 1946. 51.; cf. A. Besson, D. 1936. chr. p. 75.

## 五 効 果

直接訴権の主要効果たる保険金の排他的帰属についてはもう繰返さない。また直接訴権による判決の性質についても既に触れた<sup>(1)</sup>。

ここではただ保険者が被害者に対抗できる抗弁の問題をまとめるだけに止める (cf. Lalou, n°222, pp. 183 et 184; Picard et Besson, pp. 625 ff.; Planiol et Ripert, pp. 792 f.)。

この問題は一応簡単なようにみえる。直接訴権は保険契約を支えとしかつその範囲内でしか行使できない。だから保険者は一九三〇年第一一条の原則により保険契約上保険契約者に対抗できる総ゆる防禦方法を被害者にも対抗できる筈である。しかしこの結論は早計である。

少くとも一般責任保険制度について、<sup>(2)</sup> (殊に悪意の告知義務違反に関する一九三〇年法二一条による) 契約無効、解約、危険排除、保険不足 (殊に二二条即ち比例法則の適用による)、保険料不払に因る保険停止<sup>(3)</sup>を、保険者が被害者に対抗できることは異論ない。ところがこれらの損害発生以前の事由は要するに事故発生当時に保険 (その存在・規模・種類において発生事故に対応する) が存在ないし機能していなかったことを意味する。

フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権 (四)

破棄裁の確定判例によれば、事故発生後に保険契約者が惹起した失権（殊に規定期間の保険者への事故発生不告知、又は、訴訟指揮における干渉、を理由とする失権）を保険者は被害者に対抗できない。「被害者の固有権は、事故発生当日に発生し、その日以後、その存在、目的物につき、保険契約者が保険証券約款不遵守の故に人的に惹起したいかなる失権事由によっても影響されない」。

被害者が損害発生当日迄存在していた筈の保険金請求権を有することを考慮して、判例は損害発生後の保険契約者の詐欺・過怠から被害者を保護することを目的としている。こうして、失権保険契約者への求償を条件として、被害者は保険者を或範囲内で失権保険契約者の保証人という資格に変質しざる訳である。保険者は保険契約者に対しては義務なき債務を、被害者に取得させねばならない以上、事故発生後の保険契約者支払不能のリスクは、被害者が負担せず、保険者が負担することになる。

この帰結の法的理由づけには責任保険の構造を根本的に掘り下げねばならないから、もはや本稿では片づかない問題だし、現実にはフランスでも未解決である。

この帰結は、一九三八年十二月三〇日デクレ（保険業法）第一一五条では、交通・労災両部門に關し一八九八年法以来の發展を承けて、次のように強化されている。①一切の乗物使用に因る責任保険につき、保険証券はいかなる失権も事故被害者又はその権利承継人に対抗できない旨を記載しなければならぬ。但し保険者は保険料不払に因る契約の正式停止を被害者らに対抗する権能を保持する。つまりこの明文は事故後に限らず一切の失権を含み、しかも實際上事故前の失権は殆ど存しないからこの規定は強力な機能をもつ。②私営労災責任保険につき、保険証券はいかなる失権も被害者又はその権利承継人に対抗できないことを記載せねばならない。この場合は①よりも徹底して保険料不払による保険停止も対抗できないのである（もちろん総ての場合に、保険者は保険契約者に対する

求償権（代位の便宜を伴った）を保有する<sup>(8)</sup>。

今のところかかる強力な保護は一般責任保険にまで及ぼされていないが、この発展方向に（責任保険発達の宿命めいた悪循環を避けるための）保険国有化を裏づけとした責任保険の明日が、見出されるのではなからうか。<sup>(9)</sup>

(1) 本稿第三部一淵源の項参照。

(2) 後述一九三八年十二月三〇日デクレ第一一五条参照。

自動車傷害責任保険につき一九五二年六月三〇日デクレ五条「保険不足でかつ未保険部分につき有責者支払不能の場合、保険者は被害者に損害賠償額全額を支払い、そして自動車保障基金から保険超過部分につき償還を受ける。」

(3) 判例はこの停止は民法一三二八条の意味における確定日附ある保険契約修正証書によってのみ被害者に対抗できるとする(Planiol et Ripert, n° 1285 et 1369)。

(4) Civ., 19 janv. 1937, 129; Civ., 13 avril 1938, R. G. A. T. 1938, 485.

(5) Civ., 15 juin 1931, D. H. 1931, 411, S. 1932, 1, 169.

(6) Planiol et Ripert, p. 792, Besançon, 2 juil. 1928, D. H. 1928, 440, S. 1930, 2, 82; Lyon, 14 fév. 1936, R. G. A. T. 1936, 790.

(7) 各学説の一致した評価。ただ社会的衡平の見地からこの結論が容認され<sup>(6)</sup> (cf. Picard et Besson, P. 646)° ヲネーだけが反対することは既述した(本号四九頁)。

(8) Civ., 29 sep. 1941, R. G. A. T. 1942, 44; Civ., 17 déc. 1942, *ibid.* 1943, 291.

(9) cf. Spilrein, p. 30.

## 結 語

フランスにおける責任保険成立過程および被害者の直接請求権(四)

以上平板かつ散漫ではあったが、被害者の直接請求権の理論系譜およびそれに関する現行判例上の構造を明かにしようと努めた。敘述の繁閑宜しきを得ず、殊に後半なかんずく第三部が論文を形式づけるための走り書きになったのは遺憾である。

法律が保険契約上の権利を被害者に原<sup>レ</sup>始<sup>レ</sup>取得<sup>レ</sup>させる。「この事情はオリチナルかつ見馴れぬものだ」。被害者の権利は保険契約者の保険金請求権を排除するが、この両者はなお保険契約の履行について同一権原で利益関係を保持し続ける。保険契約者の権利はもはや直接請求権承認前のように保険金請求権に在るのでなく、被害者の権利が保<sup>レ</sup>険者によって消滅させられることを求める権利に在るといえる (Weens, n°141, p. 217)。被害者の固<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>権<sup>レ</sup>の消滅は同時に保険契約者の権利をも消滅させる。被害者の権利が保険契約者によって消滅させられた場合にのみ、保険契約者は保険金請求権を回復できる。このことは一九三〇年法五三条の課する留置義務がこの時迄存続する故に争い得ない所である。

「このようにして、責任保険はますます人的保険概念から遠ざかる。保険者の義務を定めるのはリスク自体であり、保険契約者の個性 (personnalité) は無関係でないにせよ、少くとも第二次の立場に移し去られている。

この特質は一九三〇年保険契約法一般に鮮明に認められる点であり、また直接訴権はこの、人的保険から物的保険への、発展の一局面なのだ (Biney, n°224, p. 288)」。この Biney の結びの一節を借りて終りの言葉とする。

〔お詫び〕 序説で補論として約束した民事責任と責任保険との関連に関する一般論は後日に行います。また抗弁の対抗性も現行フランス責任保険約款を参照して詳論する必要がある故に稿を改めて行いたく思います。